

パーキング・メーター管理業務の委託法人に係る公安委員会の認定基準

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第6条の8の規定に基づきパーキング・メーター管理業務の委託先として愛知県公安委員会が認める法人等の基準は、次のとおりです。

第1 公安委員会の認定基準

- 1 法人格を有すること
- 2 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうち次の(1)から(6)のいずれにも該当する者がいないこと。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条で定めるものを行うおそれがあると認めに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 3 業務を行うため必要な能力を有する者が置かれている法人

現在安全運転管理者又は運行管理者である者又は自動車の運転管理経歴期間2年以上の経歴を有する者及び駐車監視員の資格を有する者が置かれていること。

- 4 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織、能力及び経理的基礎を有する法人
- 5 業務を適正かつ確実にを行うために必要な能力・実績を有する法人
過去3年以内に国、地方公共団体、企業又は団体等から委託を受けて、金銭に関する取引又は現金の徴収等を自動的に行うことができるよう設置された機械からの現金の回収又は現金輸送を業務として取り扱ったことのある法人で、かつ、その業務を適正に履行したものの
- 6 愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていない法人

第2 事前提出書類

- 1 定款等及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類（法人設立を証明する書面）
- 2 役員の名簿及び住所を記載した名簿
- 3 役員が道路交通法第51条の8第3項第2号イからへのいずれにも該当しないことを証明する書類、並びに愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないことを誓約する書面
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号) 第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者に該当しない旨の医師の診断書

(6) 精神機能の障害により管理業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない旨の医師の診断書

4 安全運転管理者又は運行管理者の証明書の写し又は自動車の運転管理経歴書(運転管理期間2年以上)及び駐車監視員資格者証の写し

5 財務諸表(前年度の収入が記載されているもの)

6 過去3年以内に国、地方公共団体、企業又は団体等から委託を受けた次のいずれかの業務の契約の写し

(1) 金銭に関する取引

(2) 本業務と同等の現金徴収等を自動的に行うことができるよう設置された機械からの現金の回収

(3) 現金輸送

7 提出した書類の措置

提出した書類は返還しない。

第3 業務説明等

事前提出書類の提出時期及び業務内容の詳細等は、当該業務の入札公示による。

第4 問い合わせ先

愛知県警察本部 交通部 交通規制課

インフラ長寿命化対策推進室 施設管理係

電話番号 052(951)1611 内線 5206・5208

誓 約 書

当法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）は、

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

のいずれも該当しないことを誓約します。

愛知県公安委員会 殿

年 月 日

所 在 地

名 称

代表者の氏名

記載例

診 断 書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 2 精神機能の障害によりパーキング・メーター管理業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師